

## ○高齢者講習実施要領の制定について

〔令和 7 年 5 月 2 8 日〕  
〔例規甲（免講）第 5 1 号〕

### 高齢者講習実施要領

#### 第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「高齢者講習」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 高齢者講習の実施の委託

- 1 高齢者講習の実施は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 3 及び運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年 国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習等規則」という。）第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先講習機関」という。）に委託して行うものとする。
- 2 委託先講習機関は、規則第 3 8 条第 1 2 項に定める基準に基づき、あらかじめ年間計画を策定し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に報告するとともに、実施体制を確保するなど計画的な実施に努めるものとする。
- 3 高齢者講習の実施日（以下「講習実施日」という。）は、週 2 回を基本とし、申込み状況により可能な限り拡大するものとする。

#### 第 3 高齢者講習指導員

- 1 委託先講習機関は、高齢者講習に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）について、その者の住所、氏名及び高齢者講習指導員の資格要件（別表第 1）を満たすことを証する書面を高齢者講習指導員確認届出書（第 1 号様式。以下「確認届出書」という。）に添付し、運転免許課を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、確認届出書により高齢者講習指導員としての資格要件を満たすことを確認したときは、高齢者講習指導員確認名簿（第 2 号様式。以下「確認名簿」という。）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより委託先講習機関に通知するものとする。
- 3 委託先講習機関は、高齢者講習指導員が資格要件を欠いたときは、高齢者講習指導員資格喪失届出書（第 3 号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報

するものとする。

- 4 高齢者講習は、確認届出書により確認を受け、確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

#### 第4 高齢者講習の対象者

- 1 高齢者講習の対象者（以下「講習対象者」という。）は原則として県内に居住する次に掲げる者とし、受講期間はそれぞれに掲げる期間とする。ただし、法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者（以下「更新対象者」という。）のうち、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上のもの又は法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者（以下「特定失効対象者」という。）のうち、法第89条に規定する免許申請書を提出した日（以下「申請書提出日」という。）における年齢が75歳以上のものは、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を更新期間満了日前6月以内に受けていなければ高齢者講習を受講することができない。また、申請書提出日における年齢が75歳以上で、法第101条の4第3項に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）の対象者は、更新期間満了日前6月以内に運転技能検査を受けていなければ、高齢者講習を受講することができない。

- (1) 更新対象者のうち、更新期間満了日における年齢が70歳以上のもの（更新期間満了日前6月以内）
- (2) 法第101条の2の規定により更新期間前に更新申請しようとする者のうち、申請日における年齢が70歳以上のもの（法第101条の2に規定する更新期間前における免許証の更新を申請する日前6月以内）
- (3) 特定失効対象者のうち、申請書提出日における年齢が70歳以上のもの（申請書提出日前1年以内）
- (4) 法第101条の2の2の規定により更新申請を希望する者（以下「特例優良高齢運転者」という。）のうち、更新期間満了日における年齢が70歳以上のもの（更新期間満了日の直前のその者の誕生日前1月以内）
- (5) 臨時高齢者講習（法第101条の7第4項の講習をいう。以下同じ。）の対象者（通知を受けてから1か月を超えることとなるまで）

- 2 高齢者講習を受ける必要がない者は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第108条の2第2項の規定により公安委員会が行う講習のうち、講習等規則第1条に規定する基準に適合する講習を更新期間満了日前6月以内に終了している者
- (2) 法第108条の32の2の規定による運転免許取得者等教育のうち、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1

条第3号に規定する基準に適合する課程を更新期間満了日前6月以内に終了している者

## 第5 高齢者講習の通知

### 1 更新に伴う講習対象者の選別

更新に伴う講習対象者の選別は、運転免許証の有効期間が満了する日の190日前に、山梨県警察運転者管理システムの免許マスタから抽出された者を高齢者講習受講予定者名簿（第4号様式）に出力して行うものとする。

### 2 高齢者講習の通知

- (1) 法第101条の4第5項の規定による高齢者講習を受けるための必要事項を記載した書面の送付（以下「通知書送付」という。）は、高齢者講習通知書（第5号様式）、認知機能検査・高齢者講習通知書（第6号様式）又は認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習通知書（第7号様式）（以下「通知書」という。）により行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、講習対象者が保有する免許証の有効期間が満了する日の190日前に、通知書を送付するものとする。
- (3) 通知書送付の事務は、規則第31条の4の7に規定する法人に委託して行うことができるものとする。
- (4) 法第101条の7第5項の規定による臨時高齢者講習を受けるための必要事項を記載した書面の送付は、規則第29条の2の6に規定する臨時高齢者講習通知書を配達証明郵便等に付して行うものとする。

## 第6 高齢者講習の手続

### 1 高齢者講習の申込み

- (1) 高齢者講習の申込みは、通知を受けた者が委託先講習機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先講習機関は、高齢者講習の申込みを受けたときは、受講希望日、更新期間満了日等を考慮し高齢者講習予約受理簿（第8号様式）により、講習実施日を指定するものとする。
- (3) 臨時高齢者講習については、臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1月を超えることとなるまでに受けなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮するものとする。
- (4) 高齢者講習の申込み時に、更新期間満了日の間際、失効日から6月が経過する日の間際又は臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1月を超えることとなる日の間際の場合は、期限内に受講できるよう配慮するものとする。

### 2 高齢者講習の受講申請

- (1) 高齢者講習の受講申請は高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の6）に

より行うものとする。

- (2) 高齢者講習の手数料の徴収については、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定めるところによるものとする。
- (3) 高齢者講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
  - ア 通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）による人定の確認
  - イ 特例優良高齢運転者については、通知書、免許証等による人定確認及び更新連絡書（別に定める免許証の更新予定者に送付する書面をいう。）での優良運転者（経由申請可能者）の確認
  - ウ 手数料の額の確認
  - エ 身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が車両の持込みをする場合の車両点検及び保険契約の確認

## 第7 高齢者講習の実施

### 1 講習時間

講習時間は、2時間（法第71条の5第3項の普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者並びに法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第3項の政令で定める基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は、実車による指導を除く1時間）とすること。

### 2 学級編成及び講習指導員

- (1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。
- (2) 運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。
- (3) 実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

3 講習は、別表第2に準拠し、本県の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容で実施すること。

### 4 教本及び視聴覚教材

#### (1) 教本

ア 高齢者講習で使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものとする。

- (ア) 最近における道路交通法令の改正の概要
- (イ) 最新の車両技術の活用方法及び使用時の注意事項
- (ウ) 交通公害及び地球温暖化の防止等

- (エ) 安全な運転に必要な実践的な知識
- (オ) 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）
- (カ) 飲酒運転の根絶
- (キ) 事故時の対応と応急救護処置
- (ク) 高齢運転者と免許制度
- (ケ) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。ただし、第2章及び第3章を除く。）

イ 教本の冊数については原則として1冊とし、講習終了後も内容を確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

## (2) 資料

山梨県における道路交通の現状及び交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料を活用するものとする。

## (3) 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること及び安全運転の必要性を理解させる内容のものとする。また、プロジェクター等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ、DVDプレーヤー等の適切な視聴覚器材を備え付けること。

## 5 運転適性指導

(1) 運転適性指導は、次の運転適性検査器材を備えて行うものとする。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(2) 検査結果は、実車指導のない者にあつては検査終了後、実車指導のある者にあつては実車指導の結果と合わせて受講者の身体機能の状態を認識させ、それに応じた安全運転を行うよう個別指導を行った後に、受講者に交付し、写しを保存するものとする。

## 6 実車指導

(1) 実車指導は、警察庁が示す運転技能検査等指導要領に従い行う。

(2) 実車指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。

(3) 実車指導は、原則としてコースにおいて実施すること。ただし、受講者の体調又は降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は、代替措置として運転シミュレーターを使用するものとし、あらかじめ降雪等により実車指導が困難であることが想定される場合は、原則として講習日を変更して実施するものとする。

とする。

- (4) 実車指導は、普通自動車を使用し、講習中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示すること。また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

- (5) 実車指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこととし、受講者個人ごとに運転評価票（第9号様式）を作成し、安全指導に活用すること。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこととする。
- (6) 課題については、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとする。
- (7) 課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させるものとする。
- (8) 課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が当該不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させるものとする。
- (9) 順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

- (10) 受講者の中には、身体的機能に個人差が見られたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すよう特段の配慮をするものとする。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

## 7 高齢者講習終了証明書の交付

- (1) 運転免許課長は、高齢者講習終了者に対する高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の7。以下「終了証明書」という。）の交付を委託先講習機関に行わせるものとする。
- (2) 終了証明書には、暦年ごとの一連番号（四桁）に、委託先講習機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。
- (3) 運転免許課長及び委託先講習機関は、高齢者講習終了証明書受払簿（第10号様式及び第11号様式）により終了証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、委託先講習機関は、高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。

なお、委託先講習機関においては、終了証明書の写しを作成し、保管しておくものとする。

- (4) 委託先講習機関は、更新時の高齢者講習を終了した者に対して終了証明書を交付する際は、次の事項について教示するものとする。
  - ア 更新及び免許申請（以下「更新等」という。）時に終了証明書を持参すべきこと及び持参しない場合は更新等手続ができないこと。
  - イ 法第101条の3第1項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第37条の6の規定により更新時講習が免除されること。
  - ウ 運転免許課、運転免許課都留分室及び警察署において更新手続ができること。
  - エ 受講済の特定失効対象者は、運転免許課又は運転免許課都留分室で免許申請手続を行うこと。

## 第8 実施結果の報告

委託先講習機関は、高齢者講習の実施結果については、交付簿を使用してファクシミリ等により運転免許課に速報するとともに、高齢者講習実施結果報告書（第13号様式）に交付簿の写し及び申請書を添え、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

## 第9 指導及び監督等

運転免許課長は、委託先講習機関が高齢者講習を適正かつ確実にを行うよう指導監督するとともに、必要な報告を求め、高齢者講習指導員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

## 第10 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
高齢者講習受講申請書（細則別記様式第14の6）	5年
高齢者講習指導員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで

高齢者講習指導員確認名簿（第2号様式）	30年
高齢者講習指導員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
高齢者講習受講予定者名簿（第4号様式）	1年
高齢者講習終了証明書受払簿（第10号様式）	1年
高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式）（写し）	3年
高齢者講習実施結果報告書（第13号様式）	1年

2 委託先講習機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
高齢者講習終了証明書（細則別記様式第14の7）（写し）	1年
高齢者講習予約受理簿（第8号様式）	1年
運転評価票（第9号様式）	3年
高齢者講習終了証明書受払簿（第11号様式）	1年
高齢者講習終了証明書交付簿（第12号様式）	3年